

令和5年版 モニタリングレポート 主なポイント

令和5年7月
公認会計士・監査審査会



1. 令和5年版モニタリングレポート

モニレポ P1参照

公表の趣旨

- 監査や会計の専門家はもとより、市場関係者及び学生や社会人など一般の方々をも読者として想定
- 審査会が実施するモニタリング活動の状況と成果を中心とした監査業界の現状や環境変化への対応を含む関連情報を分かりやすく提供することによって、監査の重要性に関する社会の理解を推進

構成

- 以下の4部（Ⅰ～Ⅳ）で構成。
 - Ⅰ. 監査業界の概観：公認会計士、監査法人、被監査会社の数の推移等、業界の概観を紹介
 - Ⅱ. 審査会によるモニタリング：検査を含む審査会のモニタリングの全体像を紹介
 - Ⅲ. 監査事務所の運営状況：組織体制、IT化の進展、グループ監査への対応を含む監査事務所の運営状況、会計監査人の異動や異動前後の監査報酬の状況等を紹介
 - Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応：近時の監査をめぐる環境変化を踏まえた制度改正等の動向を紹介

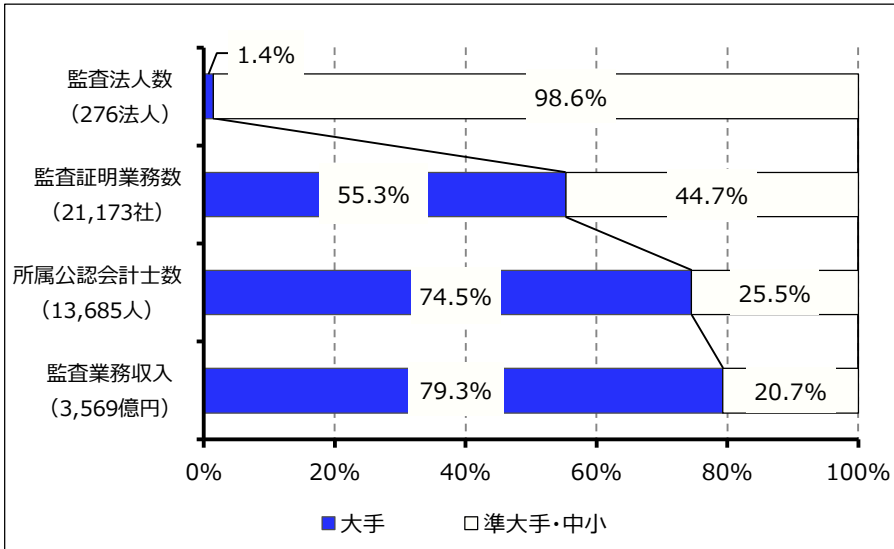
※読者の興味を引く話題を「コラム」として各部の中で記載

1. 令和5年版モニタリングレポート (I) 監査業界の概観

モニレポ
P25、26参照

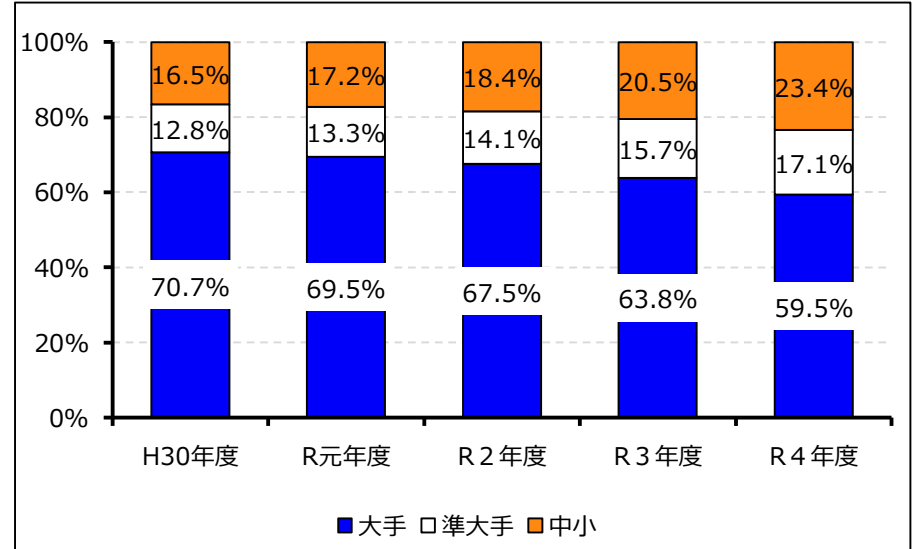
- 監査業務収入の約79%が大手監査法人（4法人）に集中
- 近年においては、監査証明業務数、監査業務収入等における大手監査法人の割合は減少傾向
- 寡占傾向は、米国及び英国でも同様にみられる

監査法人の分類別シェア（令和3年度）



(注) 令和3年度の日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計

会計監査人の規模別上場国内会社数の推移



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア（会社数ベース）

	日本	米国	英国
4大グローバルネットワークの割合	96%	99%	92%

(注) 以下の株価指数に採用されている会社数を基にシェアを算出
 日本 日経225
 米国 S&P500
 英国 FTSE350

モニレポ
P82参照

1. 令和5年版モニタリングレポート (I) 監査業界の概観

品質管理のシステムについて

- 監査品質を確保するためには、社員による監査業務の適正な執行の基礎となる適切な品質管理体制の整備・運用が重要
- 「監査に関する品質管理基準」は監査業務を対象として平成17年に策定されたが、監査法人の業務全般を含むものと解されており、監査業務以外の業務についても職業倫理の遵守等が求められる
- 令和3年11月に、「監査に関する品質管理基準」が改訂された

改訂品質管理基準の考え方

- 予め定められた一定の品質管理の方針及び手続の整備を求める従来の品質管理基準に対し、改訂基準では、監査事務所自らが
 - ・ 品質目標を設定し、
 - ・ 品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
 - ・ 評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
 - ・ 不備があれば根本原因分析に基づき改善することなどを求める、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入

新品質管理基準の構成要素

- ① 監査事務所のリスク評価プロセス
- ② ガバナンス及びリーダーシップ
- ③ 職業倫理及び独立性
- ④ 監査契約の新規の締結及び更新
- ⑤ 業務の実施
- ⑥ 監査事務所の業務運営に関する資源
- ⑦ 情報と伝達
- ⑧ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- ⑨ 監査事務所間の引継

1. 令和5年版モニタリングレポート (I) 監査業界の概観

改訂品質管理基準の適用時期

- 大規模監査法人(注): 令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査から適用
(注)直近の会計年度において監査証明業務を行った上場会社等の総数が100以上となっている監査法人をいう(公認会計士法施行規則第24条参照)
- 大規模監査法人以外: 令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査から適用

大手・準大手監査法人の状況

- グローバルネットワークと連携して令和4年12月から適用が開始されたISQM1(国際品質マネジメント基準第1号)等に対応。並行して、改訂品質管理基準への対応を進める
- 大手監査法人及び一部の準大手監査法人は、グローバルネットワークが設定した品質目標及び品質リスクを踏まえつつ、改訂品質管理基準に基づいて評価項目を追加するなど、改訂基準で求められる品質管理システムの構成要素の整備を終え、ドライラン(テスト施行)を実施
- 大手監査法人は整備した品質管理システムを現場に浸透させ、形骸化させないための対策を検討

中小規模監査事務所の状況

- 約90%が日本公認会計士協会の研修受講や公表情報の収集等を通じて、適用に向けた検討を開始
- 約10%は具体的な準備に未着手

1. 令和5年版モニタリングレポート (Ⅲ) 監査事務所の運営状況

モニレポ
P92～94参照

監査業務の定期的な検証

- 監査事務所が定めた品質管理のシステムに準拠して監査チームが監査業務を実施したことを確かめる手続（監査業務の定期的な検証）が、一つの完了した監査業務について少なくとも一定期間（例：3年間）毎に実施される
- 検証件数、人数及び使用するツール等は監査事務所の規模等により異なる
→大手監査法人では約40～240人、準大手監査法人では数人～約50人、中小規模監査事務所では1人～約15人が従事
- 検証の結果及び発見された不備事項については、監査事務所の規模にかかわらず、法人内の研修等において構成員へ伝達され、注意喚起を行っている

グローバルレビューの活用状況

- 4大グローバルネットワークでは、各国のネットワーク・ファームにグローバルネットワークで規定した詳細な品質管理の基準や監査マニュアルへの準拠を義務付けており、各国のネットワーク・ファームが実施する定期的な検証や個別監査業務が準拠していることを確認するため、グローバルレビューを実施している（大手及び一部の準大手は毎年グローバルレビューを受けている）
- 4大グローバルネットワーク以外では、大半がグローバルネットワークで作成した監査マニュアルへの準拠への義務付けが緩やかであり、実施内容や頻度には大きな差がある

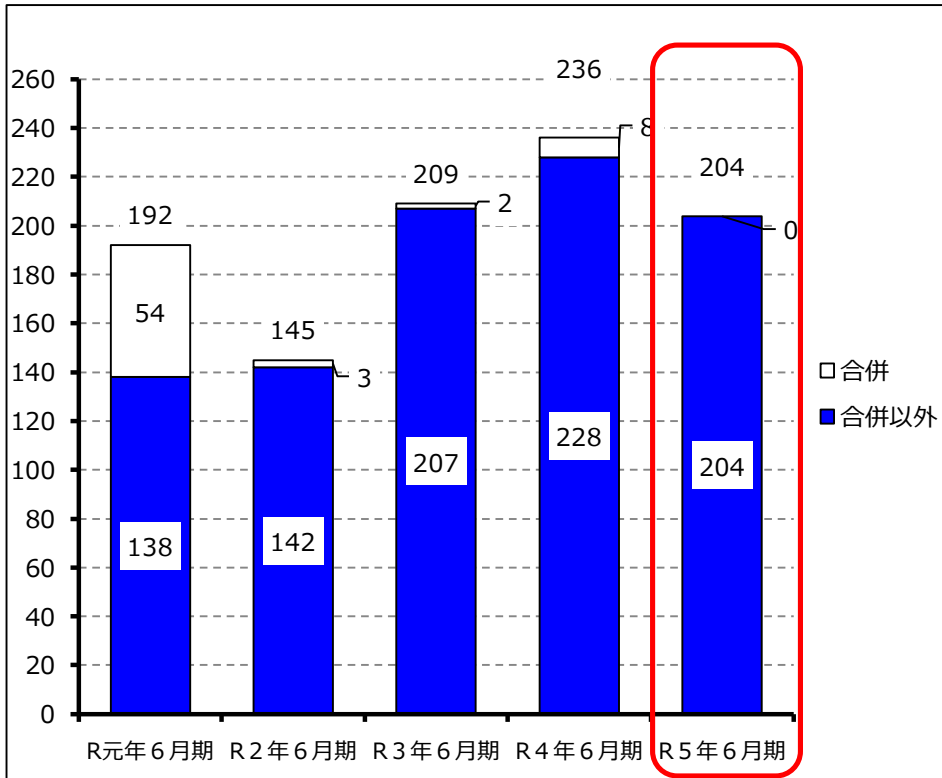
監査意見表明前のモニタリング

- 近年、大手監査法人を中心に、監査品質向上のための施策の一つ
- 進行中の監査業務を対象に、品質管理上の課題を発見し、監査チームに適時の対応を促すことを目的
- 不正リスクなどリスクが高い監査領域などを対象として行われるケースが多い

1. 令和5年版モニタリングレポート (Ⅲ) 監査事務所の運営状況

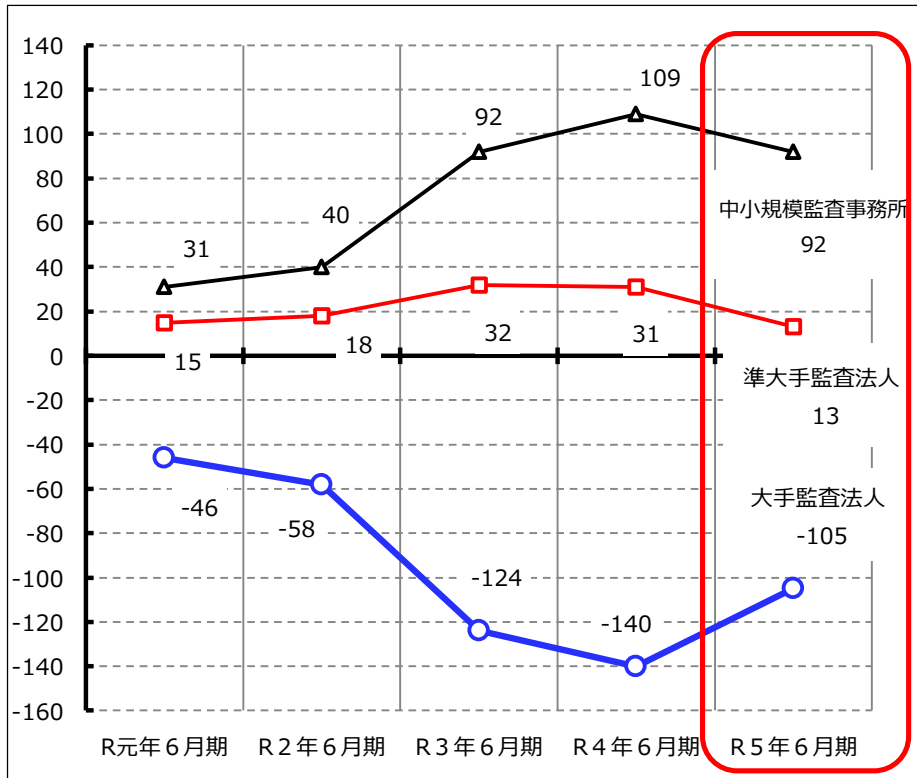
- 会計監査人の異動件数は204件、監査法人の合併による異動の影響を除いて、高い水準で推移
- 監査事務所の規模別では、大手監査法人から準大手監査法人以下への異動傾向が続いている

監査事務所を変更した上場国内会社数の推移
(単位：件)



(注) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社数を集計

監査事務所の規模別の異動状況
(単位：件)



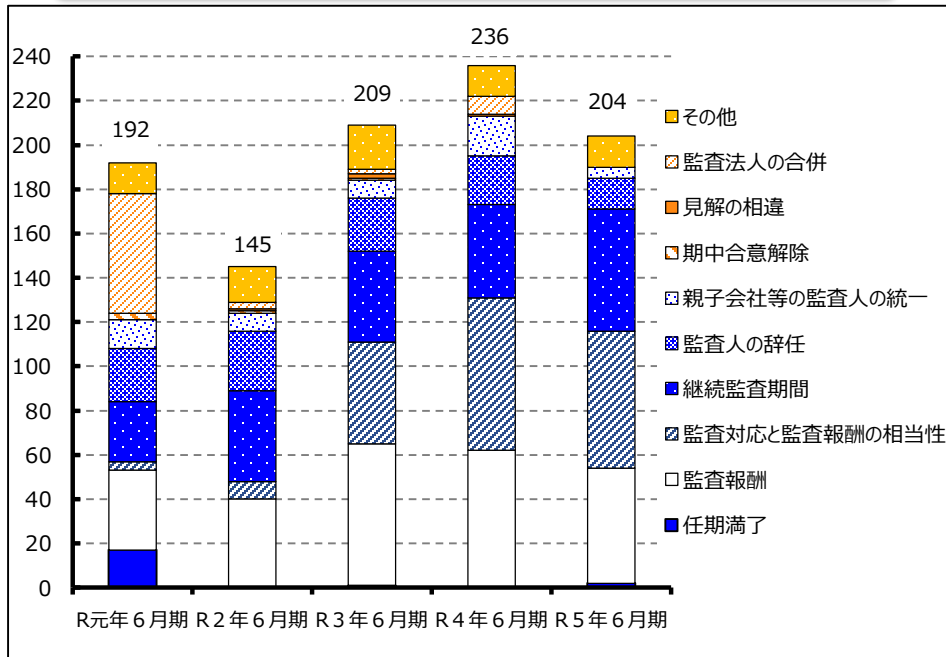
(注) 件数は純増減

1. 令和5年版モニタリングレポート (Ⅲ) 監査事務所の運営状況

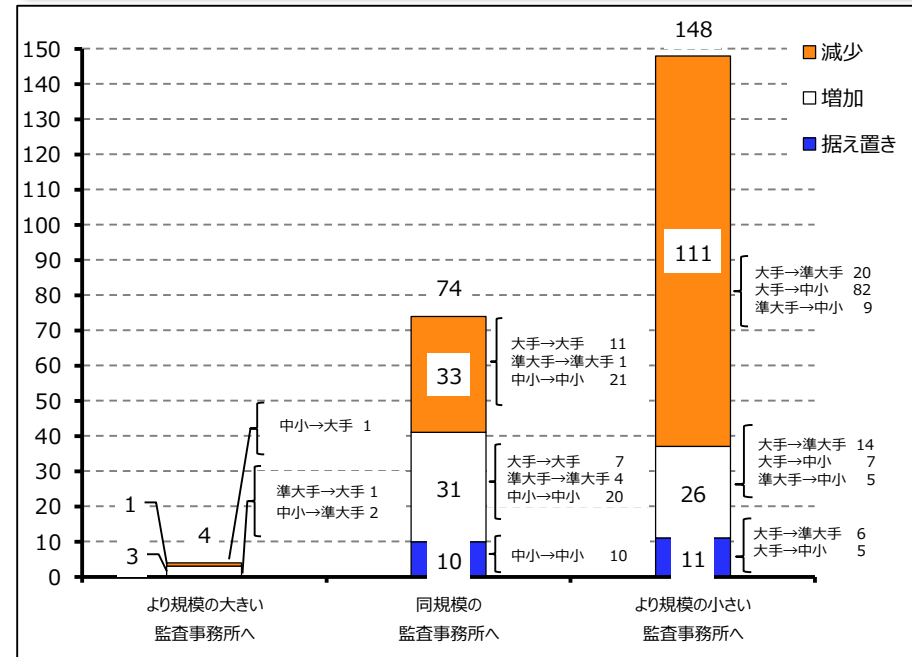
モニレポ
P102、106参照

- 監査人の異動理由について、令和2年6月期以降、「任期満了」のみを理由とするケースが大幅に減少
- 令和5年6月期においては、監査報酬の増額提示や継続監査期間の長期化等を異動理由に挙げているケースが多いほか、会社の事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性を他の監査法人と比較検討した結果、監査人の異動に至った旨を記載しているケースが多い
- 異動前後の監査報酬については、より規模の小さい監査事務所へ異動した場合、監査報酬が減少するケースは約8割であり、このうち、大手監査法人から中小規模監査事務所への異動でみると、約9割の異動において監査報酬が減少

上場国内会社の会計監査人の異動理由 (単位: 件)



監査人異動後の監査報酬の状況 (単位: 件)



(注1) 各期の6月末までに後任監査人を決定している上場国内会社の適時開示に基づき、審査会が集計
 (注2) 複数の理由を開示している場合には、主と考えられる理由に分類している。
 (注3) 「監査対応と監査報酬の相当性」は、令和2年6月期以前は「その他」に含めており、令和元年6月期は4件、令和2年6月期は8件である。

(注1) 上場国内会社の会計監査人の異動に関する適時開示 (令和3年7月から令和4年6月) を対象に、異動前後の監査報酬が公表されているものを集計
 (注2) 会計監査人の異動に関する適時開示及び令和5年6月末までに提出された有価証券報告書に基づき作成
 (注3) 件数の内訳はグラフに記載

1. 令和5年版モニタリングレポート (Ⅲ) 監査事務所の運営状況

モニレポ
P67、68参照

社員の兼業

- 大手では、社員の兼業（税理士事務所、個人事務所等）を原則として認めていない
- 準大手、中小では法人により対応が異なる

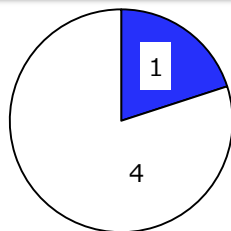
非常勤職員

- 中小では職員に占める非常勤職員の割合が約6割で推移しており、業務運営上の必要な監査補助者を非常勤職員に依存する状況がみられる

社員が監査法人業務に従事した時間割合別の法人数（単位：法人）

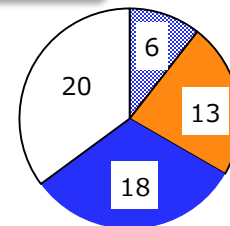
準大手監査法人（5法人）

- 60%～80%
- 80%～100%



中小監査法人（57法人）

- ～40%
- 40%～60%
- 60%～80%
- 80%～100%

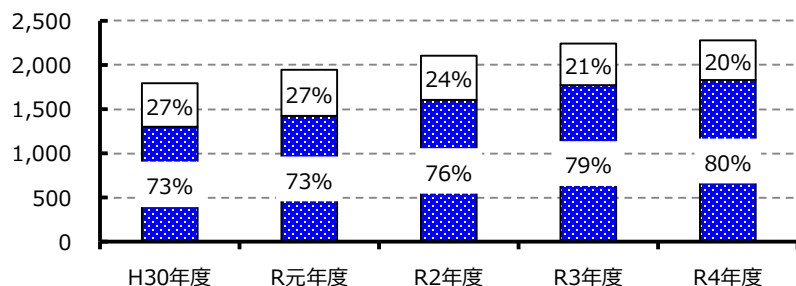


(注) 令和4事務年度審査会検査及び報告徴収における社員の自己申告に基づき、審査会作成

常勤職員、非常勤職員の人員数（単位：人）

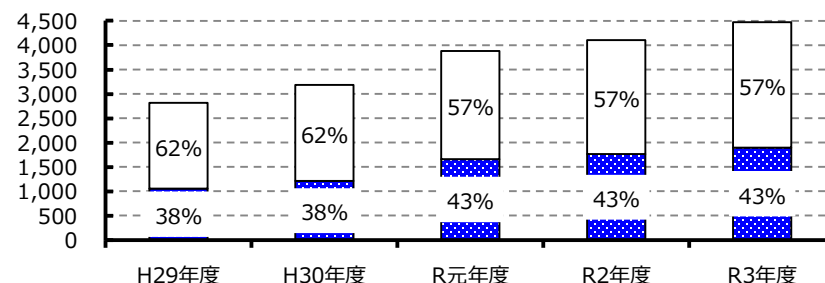
準大手監査法人

■ 常勤職員 □ 非常勤職員



中小監査法人

■ 常勤職員 □ 非常勤職員



(注) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき集計

1. 令和5年版モニタリングレポート (Ⅲ) 監査事務所の運営状況

モニレポ
P58、64参照

監査法人のガバナンス・コード

- 監査法人のガバナンス・コードは、平成29年3月に策定されたが、その後、公認会計法の改正に伴う関連政府令により、上場会社等の監査を担う監査法人に対して、同コードに沿った業務実施体制や情報開示体制を整備することが義務付けられたことから、中小監査法人等における受入れにも馴染む内容とすることなどを目的として、令和5年3月に改訂された
- 監査法人のガバナンス・コードの適用に当たっては、組織的な運営を念頭に策定されており、適用に当たっては「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法により、原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するか、各監査法人の特性等を踏まえた自律的な対応が求められている

ガバナンス・コード改訂のポイント

上場企業等の監査を行う監査事務所全般を対象とするための改訂	前文において、上場企業等の監査を担う監査法人における組織的な運営の姿を念頭において策定されている旨を記載
中小監査法人の受入れに馴染むための改訂	原則2において、経営機能を設けない場合は、会計監査の品質確保等を図る観点から、実効的な経営機能を確保すべき旨を記載 原則3において、監督・評価機能を設けない場合、監督・評価機能等の実効性を支援する機能を確保すべき旨等を記載
情報開示の充実に向けた改訂	原則5において、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模、特性等を踏まえ説明すべき旨を記載
グローバルネットワークに関する開示の充実に向けた改訂	原則1において、監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合等において、グローバルネットワークなどとの関係性等について、どのような在り方を念頭に運営を行っているのか明らかにすべき旨を記載 原則5において、グローバルネットワークへの加盟等の意義・目的や監査品質の確保等に影響を及ぼすリスクや軽減策等を説明すべき旨を記載

(参考) 監査法人のガバナンス・コードによる5原則

原則 1 監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

原則 2 組織体制（経営機能）

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

原則 3 組織体制（監督・評価機能）

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

原則 4 業務運営

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

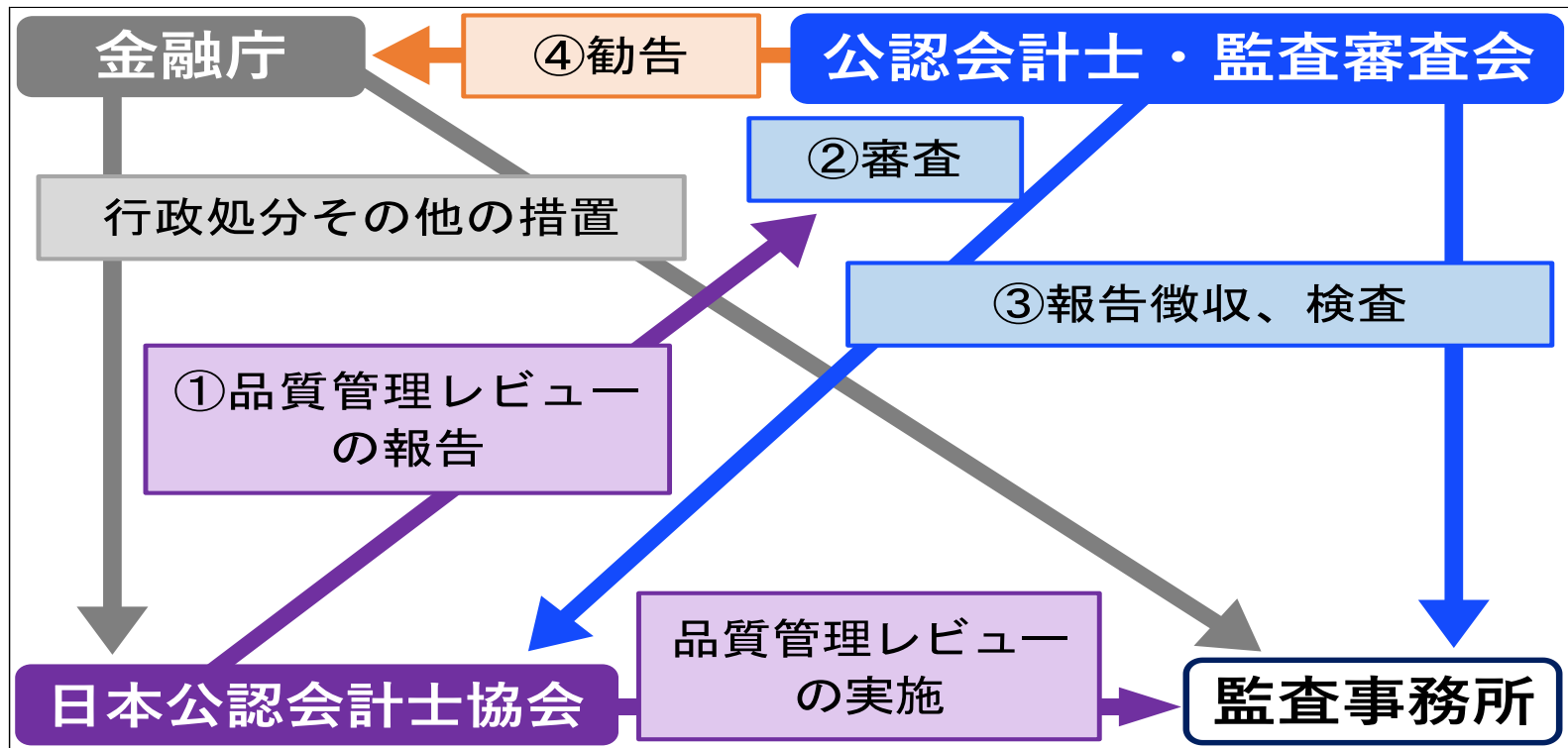
原則 5 透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

1. 令和5年版モニタリングレポート (Ⅱ) 審査会のモニタリング

審査会によるモニタリングの概要

- 審査会は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）から品質管理レビューの状況報告を受け（①）、
- 協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し（②）、
- 必要があると認める場合には、協会や監査事務所等に対して報告徴収や立入検査を実施している（③）
- 検査の結果、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告（④）



1. 令和5年版モニタリングレポート (Ⅱ) 審査会のモニタリング

モニレポ
P50、51参照

モニタリング基本方針及び基本計画

- 審査会では、会長・委員の任期(3年間)ごとに、モニタリングの目的やその考え方等を「監査事務所等モニタリング基本方針」として策定。第7期(令和4年4月～令和7年3月)は、「監査事務所等モニタリング基本方針－監査品質の持続的な向上の促進－」を令和4年5月20日に策定・公表
- 上記「基本方針」に掲げた目的及び視点並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、足下1年間におけるモニタリングの着眼点などについて記載した「基本計画」を毎年策定しており、令和5事務年度(令和5年7月～令和6年6月)のモニタリングにおける重点事項等を「令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」として7月14日公表

令和5事務年度モニタリング基本計画 [主なポイント]

■ 大手監査法人

- ✓ 原則として毎年検査を実施する(通常検査とフォローアップ検査を交互に実施)
- ✓ フォローアップ検査では、個別監査業務に対する検証は原則行わず、主として、通常検査での指摘事項に対する改善施策の運用状況等について検証する(報告徴収に代える場合がある)

■ 準大手監査法人

- ✓ 原則として2年に1度の頻度で検査を実施する(「3年に1度」から頻度変更)

■ 中小規模監査事務所

- ✓ 協会の品質管理レビューの結果や、監査事務所の業務管理態勢、上場被監査会社に係る監査上のリスクの程度等を踏まえ、検査実施の必要性を検討する
- ✓ 上場会社監査の担い手としての役割が増大していることに鑑み、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う

1. 令和5年版モニタリングレポート (Ⅱ) 審査会のモニタリング

総合評価

- 検査結果を踏まえ、監査事務所の業務運営の状況を5段階に区分し、総合評価として検査先に通知。通知の際に、被監査会社の監査役等への開示を要請（平成28事務年度から）
- 全ての法人が、監査事務所の業務運営の状況に応じて「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる」以下となっており、最上位区分である「良好であると認められる」の法人はない
- 中小規模監査事務所は、大手監査法人、準大手監査法人と比べて総合評価の範囲が下方にシフトしているが、これはリスクベースで検査先を選定していることによる

総合評価の記載	評価内容	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	業務運営が良好と認められる場合	-	-	-
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合	4	-	3
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	業務運営が良好でないと認められる場合	-	4	6
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合	-	1	8
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合（金融庁長官に勧告）	-	-	10

(注1) 上記表は、平成28～令和4事務年度に終了した検査を集計

(注2) 総合評価は通常検査において通知。通常検査は、大手監査法人は2年に一度、準大手監査法人は3年に一度、中小規模監査事務所は必要に応じて実施

(注3) 当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している

1. 令和5年版モニタリングレポート (Ⅳ) 監査をめぐる環境変化への対応

中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化

- 近年、上場国内会社の監査において、大手監査法人から準大手・中小規模監査事務所に会計監査人を変更する傾向が続いており、中小規模監査事務所の上場国内会社監査の担い手としての役割が高まっている
- 上記を受け、「上場会社等監査人登録制度」が導入された

登録上場会社等監査人

- ・業務管理体制の整備
- ・情報を公表する体制の整備(監査法人のガバナンス・コードへの対応等)



協会による「適格性の確認」

- ・品質管理レビューの利用
- ・「上場会社等監査人登録審査会」を新設

- 協会は「適格性の確認」と共に、中小規模監査事務所による6つの基盤（品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT基盤、財務基盤、国際対応基盤）の充実した情報開示に向けて各種支援策を実施

協会による中小規模監査事務所の基盤強化支援

- 中小事務所等施策調査会及び中小監査事務所連絡協議会を主体として、以下の取組を実施
 - 改訂品質管理基準対応ガイダンスの公表
 - 資本市場関係者との意見交換会
 - 中小規模監査事務所向けの対話型研修会
 - 品質管理レビューの元レビューアーが講師となり、少数の事務所の参加によるQ&A、ディスカッションの形式で意見交換、情報共有
 - 中小規模監査事務所のデジタル化支援
 - 中小規模監査事務所のITインフラの整備状況やITの利用実態を把握。共同ITインフラ環境の整備、IT担当者間のネットワーキングなどを実施

審査会による対応

- 「改訂品質管理基準」の「留意事項」には行政当局が監査事務所や協会の取組を支援しつつ、審査会の検査を通じて、監査事務所による主体的な品質管理の定着に努めるべき旨の記載があり、第7期モニタリング基本方針に基づき、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用に努めている